

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成24年12月13日(2012.12.13)

【公開番号】特開2011-199235(P2011-199235A)

【公開日】平成23年10月6日(2011.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-040

【出願番号】特願2010-144866(P2010-144866)

【国際特許分類】

H 01 L 31/04 (2006.01)

【F I】

H 01 L 31/04 W

【手続補正書】

【提出日】平成24年10月25日(2012.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

受光面電極層と、

前記受光面電極層上に積層された第1光電変換部と、

前記第1光電変換部上に積層され、SiO層とシリコン層とを有する反射層と、

前記反射層上に積層された第2光電変換部と、

前記第2光電変換部上に積層された裏面電極層と、

を含み、

前記反射層は、前記第1光電変換部に接する第1シリコン層と、前記第2光電変換層に接する第2シリコン層と、前記第1シリコン層と前記第2シリコン層との間に設けられたSiO層とを有することを特徴とする太陽電池。

【請求項2】

前記SiO層は、非晶質であることを特徴とする請求項1に記載の太陽電池。

【請求項3】

前記シリコン層は、結晶質シリコンであることを特徴とする請求項1又は2に記載の太陽電池。

【請求項4】

前記SiO層は、550nmの波長の光に対する屈折率が2.4未満であることを特徴とする請求項1ないし請求項3のいずれか1項に記載の太陽電池。

【請求項5】

前記第2光電変換素子は、結晶質であることを特徴とする請求項1ないし請求項4のいずれか1項に記載の太陽電池。

【請求項6】

前記第1光電変換素子は、非晶質であることを特徴とする請求項1ないし請求項5のいずれか1項に記載の太陽電池。

【請求項7】

前記シリコン層は、真性シリコンであることを特徴とする請求項1ないし請求項6のいずれか1項に記載の太陽電池。

【請求項8】

前記シリコン層は、一導電型シリコンであることを特徴とする請求項1ないし請求項6

のいずれか 1 項に記載の太陽電池。